

肥田町公民館使用規則

平成 14 年 8 月

(目的)

第 1 条 自治会員の親睦と融和を図り、住み良い地域社会の形成と福祉の向上を図るため、広く住民が適正かつ円滑な利用を図ることを目的とする。

(管理)

第 2 条 目的達成のため、自治会長がこれを管理する。

(使用許可)

第 3 条 公民館使用は、すべて自治会長の承認を得ること。

(使用者の責任)

第 4 条 公民館の使用者は、善良なる管理者の責を負うとともに、施設の設備、備品等を万一破損した場合は相当の弁償額を負うものとする。

(持出禁止)

第 5 条 公民館における備品については、一切持出を認めないものとする。ただし、自治会長の承諾を得た場合はこの限りでない。

(有料使用者)

第 6 条 公民館の個人使用については、「公民館使用申請書」(別添様式 1) に必要事項を記入の上、施用する 7 日前までに自治会長に提出するものとする。

2 使用料については、次に定める使用料を肥田町自治会に納めるものとする。

- ・ 1 時間当たりの使用料は、1,000 円とし、午後 5 時以降に使用する場合は、1 時間当たり 100 円を加算する。
 - ・ 1 日使用の場合 (午前 7 時より午後 5 時) 10,000 円
 - ・ 半日使用の場合 (午前 7 時より午後 0 時) 5,000 円
 - (午後 0 時より午後 5 時) 5,000 円
- 但し、市役所等が使用する健康診断、選挙、その他については、平成 15 年 4 月より以降 7,000 円

(使用禁止)

第7条 会員が広く活用することを原則とするが、住民生活の秩序、善良なる風俗を乱す恐れのあるものと判断された場合は承認しない。

2 個人的に営利を目的とする使用は承認しない。

3 使用目的に違反した時、または不相当と認められた場合は使用許可を取り消すことができる。

(記録簿)

第8条 公民館使用においては、「公民館使用記録簿」(別添様式2)に記入するものとする。

(様式1)

公民館使用申請書

年 月 日

肥田町自治会長 様

申請者
住 所
氏 名

1. 使用者氏名 (団体の場合は名称)

2. 使用年月日 (使用時間)

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

3. 使用目的および理由

4. 使用会議室 (○で囲んでください。)

大広間 小広間 会議室

5. 使用備品

6. その他

(様式2)

公民館使用記録簿

使用年月日 (使用時間)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使用者の氏名・名称	団体名 代表者名 個人使用者名		
使用目的			
使用会議室	大広間 小広間 会議室		
使用什器、備品	テレビ カラオケ 冷暖房 コピー 碁盤 カロム 湯呑茶碗 湯沸かし 炊飯器 ガスコンロ その他 ()		
防災チェック			
項目	チェック	項目	チェック
ガス元栓 (屋外栓)		公民館の戸締り	
ガス元栓 (屋内栓)		整理整頓 (座布団)	
湯沸かし器スイッチ		整理整頓 (灰皿)	
電気のコンセント		整理整頓 (その他)	
冷暖房電源		再度、火の後始末と戸締りの確認をお願いします。	
冷暖房スイッチ			
所 見	(お気づきのことがあればご連絡願います。)		